

## 設 計 書

令 和 7・8 年 度

### 概要

名 称  
芦田川流域下水道芦田川浄化センター  
及び新浜中継ポンプ場  
沈 砂・しさ処理業務

名 称  
所 場  
福山市箕沖町106番地  
福山市新浜町二丁目3番2号

設 計 年 月  
令和7年 1月

本業務は、芦田川流域下水道芦田川浄化センター及び  
新浜中継ポンプ場（以下「センター」という。）から  
発生する沈砂・しさの処理を行うことにより、下水処  
理業務の円滑な実施を図り、環境の保全及び衛生の向  
上を図ることを目的とする。

処理単価 1t当たり	円 消費税相当額 1t当たり	円 処理費 1t当たり
処理価格 (2年間)	円 消費税相当額 (2年間)	円 処理費 (2年間)

## 内訳

名 称	形 状・寸 法	単位	1t当たり	単価	金額	摘要	要
1t当たり							
沈砂・しさ 処理単価	埋立処分料・埋立税・運搬・ 諸経費等全て含む	ton	1			処理費： 運搬費：	
消費税相当額		式	1				
処 理 費							
令和7年度処理処分価格 (予定量)		t	290				
令和8年度処理処分価格 (予定量)		t	290				
処理処分価格(2年間)		t	580				

業務名称 芦田川流域下水道 芦田川浄化センター 及び新浜中継ポンプ場 沈砂しさ処理業務
--

# 仕様書

## 1 業務名

芦田川流域下水道芦田川浄化センター及び新浜中継ポンプ場沈砂・しさ処理業務

## 2 業務場所

福山市箕沖町106番地

福山市新浜町二丁目3番2号

## 3 業務期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 業務目的

本業務は、芦田川流域下水道芦田川浄化センター及び新浜中継ポンプ場（以下「センター」という。）から発生する沈砂・しさの処理を行うことにより、下水処理業務の円滑な実施を図り、環境の保全及び衛生の向上を図ることを目的とする。

## 5 業務内容

(1) 本業務は、センターの沈砂・しさを廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に、積込み、運搬・搬出を行い、中間処理施設で焼却処理を行うものとする。

運搬車両への積み込みは4トン車程度とし、沈砂・しさの年間搬出予定数量は290トンである。ただし、沈砂・しさの予定数量は、下水流入水量その他施設の維持管理状況の事由により増減することがある。

(2) 受注者は、天蓋付水密構造で、積載物が荷台から落下せず、臭気等が漏洩しない構造の車両を使用し、関係法令に基づき適正かつ安全に収集運搬を行うものとする。

(3) 沈砂・しさの積込み場所は別図のとおりとし、発注者が受注者の天蓋付水密ダンプに直接積み込む。各積込み場所の貯留状況は次のとおりである。

### (ア) 芦田川流域下水道芦田川浄化センター

#### No.1主ポンプ棟

沈砂・しさ 電動カットゲート式貯留ホッパ 容量 8立方メートル

#### No.1バッキ沈砂棟

沈砂 電動カットゲート式貯留ホッパ 容量 4立方メートル

#### スカム分離室棟

しさ 電動カットゲート式貯留ホッパ 容量 5立方メートル

#### No.2主ポンプ棟

沈砂・しさ 電動カットゲート式貯留ホッパ 容量 4立方メートル

#### No.2バッキ沈砂棟

沈砂 電動カットゲート式貯留ホッパ 容量 4立方メートル

### (イ) 芦田川流域下水道新浜中継ポンプ場

沈砂 電動カットゲート式貯留ホッパ 容量 3立方メートル

しさ 電動カットゲート式貯留ホッパ 容量 3立方メートル

(4) 搬出量は、センター内の計量器で計量した数量とする。また、受注者は、沈砂・しさの積込み終了後に発注者係員等から計量票を受け取るものとする。ただし、点検等により計量できない場合は、別途協議する。

(5) 中間処理後の沈砂・しさ焼却灰は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処

理するものとする。

## 6 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 沈砂・しさのセンターからの搬出は、1週当たり2～3回程度とし、原則として発注者の通常勤務時間（8時30分から17時）内に行うものとする。ただし、緊急時は除く。
- (2) 受注者は、沈砂・しさの運搬中に積載物が落下又は飛散しないよう、適切な処置を講ずるものとする。
- (3) 運搬にあたっては道路交通法を遵守するほか、運搬車両について、あらかじめ発注者の承諾を得たものを使用するものとする。

## 7 提出書類

- (1) 受注者は契約締結後速やかに、「廃棄物処理計画書」に次の書類を添付して提出し、発注者の確認を受けるものとする。  
なお、許可証等の写しの提出にあたっては、原本を提示し確認を受けるものとする。ただし、その許可証等の写しに法人の代表者印の押印がある場合は原本との確認があつたものとみなす。  
また、提出書類に変更が生じた場合も同様とする。

- ア 業務責任者等指名届
- イ 業務担当者名簿（運搬に従事する者は運転免許証の写しを添付する。）
- ウ 本業務に使用する車両の車検証の写し及び任意保険証の写し並びに使用車両届出書の写し
- エ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- オ 産業廃棄物処分業許可証の写し
- カ 中間処理施設及び同付属設備の仕様、能力等を記載した書類（設置許可証の写しを含む。）
- キ 中間処理後の処分先を記載した書類（最終処分受入れ承諾書等の写しを含む。）
- ク 廃棄物の運搬経路図（最終処分先まで）
- ケ 緊急連絡先通知書（所轄する地方自治体、警察署及び道路管理者等の連絡先を記載）
- コ 本業務を行うに当たり地方自治体に届出が必要となる場合はその写し

## 8 報告書類

- (1) 受注者は、各月の委託業務実施報告書として、次に掲げるものを提出する。
  - ア 業務報告書（毎月）
  - イ 業務完了報告書（完了時）
  - ウ 月間集計表（毎月）
  - エ 業務写真（毎月）
    - (ア) 業務写真是A4判のアルバム製本とし、写真的大きさはサービス判程度とする。
    - (イ) 撮影内容、撮影回数は、以下のとおりとする。（自動車登録番号が分かるように撮影する。）
      - a センター及び新浜中継ポンプ場での積込状況、運搬車両の外観（毎月1回以上）
      - b 中間処理施設への搬入状況（搬入毎）
      - c 中間処理施設への投入・作業状況（毎月1回以上）
      - d 中間処理施設の全体写真（毎月1回以上）
      - e 中間処理後の焼却灰の搬出車両への積み込み・搬出状況（搬出毎）
      - f 最終処分場への搬入・荷卸し状況（搬入毎）
  - (2) 行政処分等に係る報告  
受注者は、本業務の遂行にあたり、各関係法令の所轄官庁から法令等に基づき改善命令等行政処分や改善勧告等行政指導を受けた場合、その内容を直ちに発注者に対し口頭で行うと共に書面により報告するものとする。

## 9 履行状況確認

発注者は、本業務の履行状況を確認するため、受注者の施設を適宜、立入調査できるものとする。

## 10 費用の負担等

本業務を実施するに当たり受注者がセンター内で使用する電気、水道は、施設のものを使用することができる。ただし、使用に際しては、極力、節減に努めるものとする。

また、最終処分場に搬入された産業廃棄物に対し都道府県等により産業廃棄物埋立税が付加される場合、当該税負担分は受注者が適正に支払うものとする。

## 11 その他

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく委託基準に関する事項は、別に定める様式による。
- (2) 本仕様書において疑義が生じた場合、また定めのない事項については、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。
- (3) 発注者が必要と認めた場合、受注者は搬出車両天蓋へのシート等による臭気対策を行うものとする。また、通常の車両管理においても、水洗浄等を行い臭気対策に努めるものとする。